

首都圏等広報支援業務企画提案コンペ参加仕様書

1. 企画提案コンペの目的

地域間競争が激化する中、三重県（以下「県」という。）では、「選ばれる自治体」としての知名度向上・イメージアップを図るプロモーション活動を展開しています。

また、県では人口の転出超過に歯止めをかけることを目的に、人口の県外への流出抑制と県内への流入促進に取り組んでいます。特に、県では若者世代の流出が多く、若者の県内定着が課題となっています。

そこで本業務では、首都圏等の大都市圏でのメディアを活用した情報発信に取り組み、三重県が持つ様々な魅力（豊かな自然環境や観光資源、食、伝統文化など）を全国に発信し、全国の若者に対して三重県の知名度向上・イメージアップを図るとともに、県が今年度に注力する取組としている「若者の県内定着」につなげるために、全国の若者に三重県で暮らしたい、働きたいと思ってもらうための情報発信に取り組みます。

ついては、この取組における成果を最大限のものとするため、広報分野の高い専門知識や実践経験を有する事業者による支援を求めるものです。

2. 委託業務の内容

(1) 委託業務名

首都圏等広報支援業務

(2) 委託期間

契約の日から令和3年3月29日

(3) 委託業務の実施場所

ア 三重県戦略企画部広聴広報課（三重県津市広明町13番地）：打ち合わせ等

イ 受託者の所在地：資料作成、メディアへの連絡、リリース配信等

ウ 県が指定した場所：メディア訪問、取材対応等

(4) 契約限度額

9,661,740円

（消費税及び地方消費税を含みます。これを超える提案及び契約はできません。なお、消費税率は10%で計算しています。）

※契約金額のうち1,300,000円（税抜）以上はメディアに対する取材実費（交通費、宿泊費、取材協力費等）に充てるものとします。

(5) 業務仕様書

別添「首都圏等広報支援業務委託仕様書」のとおり

3. 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱（平成19年4月1日施行）により落札停止措置を受けている期間中でないこと、及び同要綱に定める落札停止要件に該当しないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 申請書及び添付書類について、個人情報、法人に関する情報（いわゆる企業秘密）に該当する場合を除き、情報公開の対象となることを承諾すること。

4. 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

- (1) 提出期限 令和2年3月11日（木）午後5時
- (2) 提出場所 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部広聴広報課
- (3) 提出方法 上記（2）の提出場所に、下記（4）の必要書類を各1部提出
（郵送可。ただし、提出期限厳守とし、下記17の担当部局に到着を確認してください。）
- (4) 必要提出書類
 - ア 首都圏等広報支援業務企画提案コンペ参加資格確認申請書（別紙様式1）
 - イ 上記アの添付書類

5. 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間 令和2年3月5日（木）午後5時まで
- (2) 質問の提出
企画提案コンペに関する質問は、質問書（別紙様式2）にて行い、原則として担当課あて電子メールによるものとします。（担当課アドレス：koho@pref.mie.lg.jp）
- (3) 質問に対する回答
質問に対する回答については、令和2年3月9日（月）午後5時までに三重県ウェブサイトに掲載します。

6. 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

- (1) 企画提案参加者の資格審査
提出された「首都圏等広報支援業務企画提案コンペ参加資格確認申請書（別紙様式1）」等により、資格審査を行います。
- (2) 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して文書により通知します。

7. 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書等の提出者
企画提案書等は、上記6（2）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。
- (2) 提出期間等
 - ア 提出期間 令和2年3月13日（金）午前8時30分から
令和2年3月18日（水）午後5時まで
 - イ 提出場所 上記4（2）に同じ

ウ 提出方法 郵送又は持参。なお、郵送する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便とし、企画提案書等が提出期限内に確実に届くかどうかを送付前に郵便局で確認してください。

(3) 企画提案書等の内容及び提出部数

企画提案書等は、別紙「首都圏等広報支援業務提案書作成要領」に基づき作成のうえ提出してください。

8. 最優秀企画提案者の選定

(1) 企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案書等については、別に設置する「首都圏等広報支援業務企画提案コンペ選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において、その内容の審査を行い、総合的に評価して最優秀提案者を選定します。

(2) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

- ア 日時 令和2年3月26日（木）午後1時30分から
- イ 場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁厚生棟1階 S103会議室
- ウ 時間 提案者ごとに時間を設定のうえ別途連絡します。
- エ 説明者 当該事業を受託した場合に、実際に業務を担当される方を説明者としてください。
- オ その他 プレゼンテーションは事前にご提出いただく企画提案書等のみでお願いします。

(3) 評価項目

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。なお、「ア 取材誘致手法」の項目については、配点を2倍とします。

- ア 取材誘致手法
- イ 取材誘致目標件数及び実現性
- ウ ニュースリリース配信手法
- エ 経験・実績
- オ 業務推進体制

(4) 選定委員会において必要があると判断された場合は、補足資料の提出を求めることがあります。

(5) 選定の結果については、各提案者に対して文書により通知します。

(6) 企画提案書の提出が多数あった場合においては、選定委員会において企画提案書による審査を行い、上位6件のヒアリング実施案件を選定します。

9. 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額又は重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所、氏名又は押印を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい見積書を提出したとき。

- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10. 契約方法に関する事項

- (1) 上記8により選定された最優秀提案者は、上記3(4)に関する税務署発行の「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」の写しを提出してください。
また、三重県内に本支店又は営業所等を有する事業所にあつては、県税事務所発行の「納税確認書」の写しも提出してください。
※納税証明書等の写しは、発行日から起算して6ヶ月以内のものであること。
※納税証明書等の写しは、指示した日までに提出すること。
- (2) 当該業務を履行できると三重県知事が判断した企画提案者であつて、三重県会計規則第65条第3号の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案をした最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。
- (3) 契約条項は、三重県戦略企画部広聴広報課において示します。
- (4) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 契約書は2通作成し、県及び受託者の双方各1通を保有するものとします。
- (7) 契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とします。
- (8) 契約は、三重県戦略企画部広聴広報課において行います。

11. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

13. 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16. その他

(1) 企画提案に必要な費用は、企画提案コンペ参加者の負担となります。

(2) 企画提案されたものは、経費見積書(上記7(3))の中ですべて実現できるものと判断します。

(3) 提出された全ての書類は返却しません。

(4) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。

(5) 選考経過は公表しません。

(6) 審査結果についての意義申立は受け付けません。

(7) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。

(8) 当該企画提案コンペの選定の効果は、令和2年度予算の発効時(令和2年4月1日(水))において生じるものとします。

17. 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県戦略企画部広聴広報課 担当：谷口、染川

電話：059-224-2031

FAX：059-224-2032

E-mail：koho@pref.mie.lg.jp

18. 特記事項

本契約締結は、県予算が確保された場合に限り有効とします。

なお、契約日は、令和2年4月1日以降となります。